

財務状況把握の結果概要

近畿財務局京都財務事務所

(対象年度:令和3年度)

◆対象団体

都道府県名	団体名
京都府	宇治市

◆基本情報

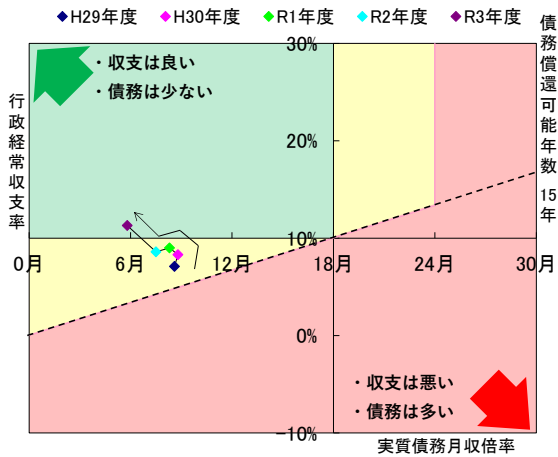
財政力指数	0.74	標準財政規模(百万円)	37,943
R4.1.1人口(人)	183,510	令和3年度職員数(人)	1,262
面積(Km ²)	67.54	人口千人当たり職員数(人)	6.9

(単位:千人)

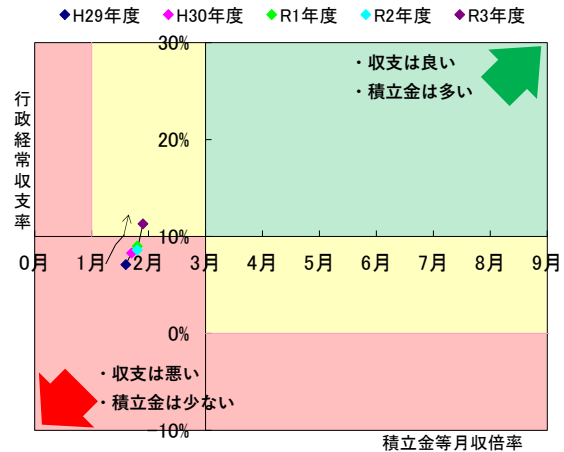
	総人口	年齢別人口構成						産業別人口構成					
		年少人口 (15歳未満)	構成比	生産年齢人口 (15歳~64歳)	構成比	老年人口 (65歳以上)	構成比	第一次産業 就業人口	構成比	第二次産業 就業人口	構成比	第三次産業 就業人口	構成比
H22年国調	189.6	27.1	14.4%	120.7	63.9%	40.9	21.7%	0.5	0.6%	20.3	26.6%	55.5	72.7%
H27年国調	184.7	24.2	13.3%	108.0	59.4%	49.5	27.3%	0.6	0.8%	19.3	25.6%	55.4	73.6%
R2年国調	179.6	22.0	12.2%	103.7	57.8%	53.9	30.0%	0.7	0.8%	22.1	24.9%	66.0	74.3%
R2年国調	全国平均		11.9%		59.5%		28.6%		3.2%		23.4%		73.4%
	京都府平均		11.4%		59.2%		29.3%		1.9%		22.4%		75.7%

◆ヒアリング等の結果概要

債務償還能力



資金繰り状況



債務高水準	積立低水準	収支低水準	該当なし
【要因】 建設債 債務負担行為に基づく支出予定額 公営企業会計等の資金不足額 実質的な債務 土地開発公社に係る普通会計の負担見込額 第三セクター等に係る普通会計の負担見込額 その他 その他	【要因】 建設投資目的の取崩し 資金繰り目的の取崩し 積立原資が低水準 その他	【要因】 地方税の減少 人件費の増加 物件費の増加 扶助費の増加 補助費等・繰出金の増加 その他	<input checked="" type="checkbox"/>

◆財務指標の経年推移

<財務指標>

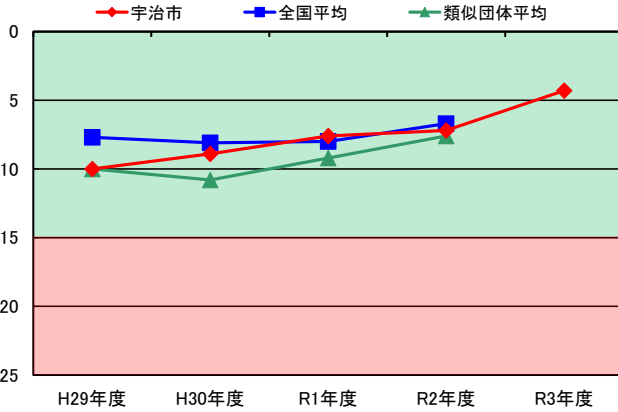
類似団体区分
都市IV-3

	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	類似団体 平均値	全国 平均値	(参考) 京都府 平均値
債務償還可能年数	10.0年	8.9年	7.6年	7.2年	4.3年	7.6年	6.7年	15.3年
実質債務月収倍率	8.6月	8.8月	8.3月	7.5月	5.8月	7.9月	7.9月	11.4月
積立金等月収倍率	1.6月	1.7月	1.8月	1.8月	1.9月	2.9月	7.0月	5.0月
行政経常収支率	7.1%	8.3%	9.0%	8.6%	11.3%	9.1%	12.0%	10.2%

※平均値は、いずれもR2年度

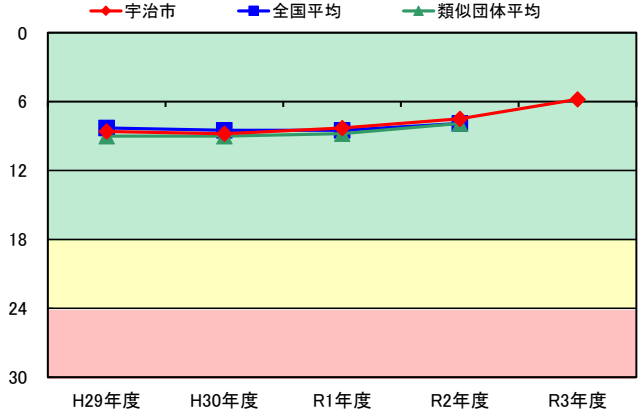
債務償還可能年数5ヵ年推移

(単位:年)



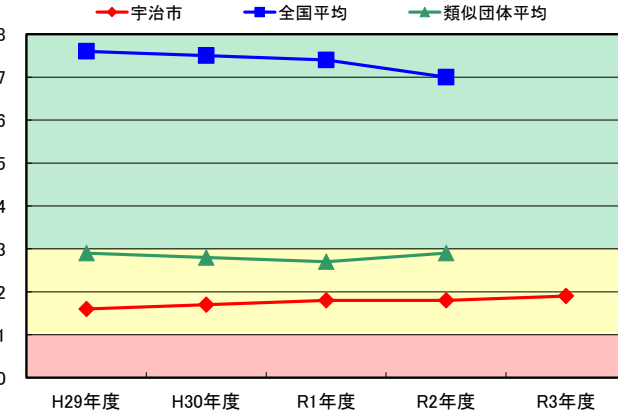
実質債務月収倍率5ヵ年推移

(単位:月)



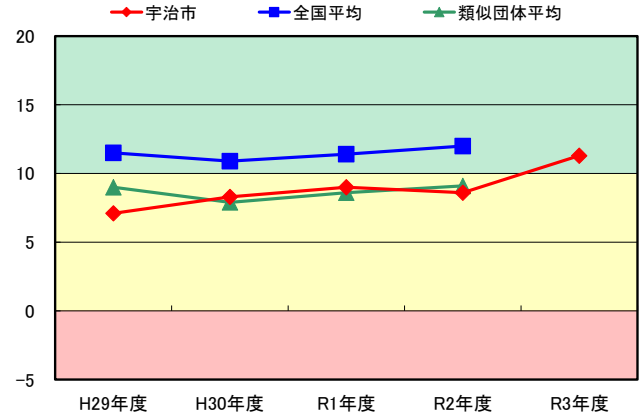
積立金等月収倍率5ヵ年推移

(単位:月)



行政経常収支率5ヵ年推移

(単位:%)

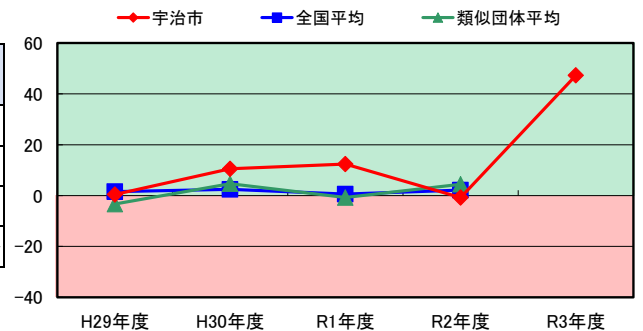


<参考指標>

健全化判断比率	宇治市	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	-	11.51%	20.00%
連結実質赤字比率	-	16.51%	30.00%
実質公債費比率	-	25.0%	35.0%
将来負担比率	-	350.0%	-

基礎的財政収支(プライマリー・バランス)5ヵ年推移

(単位:億円)



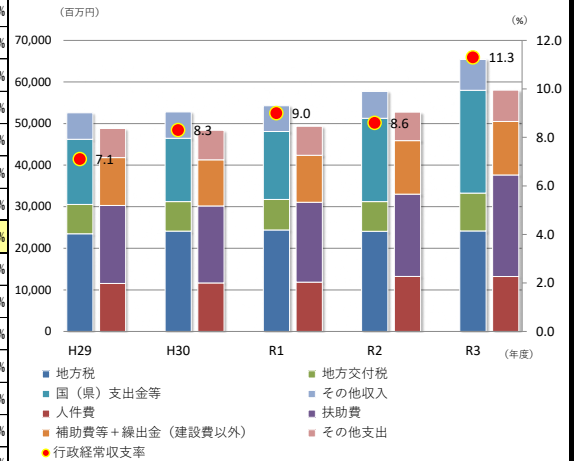
※ 基礎的財政収支 = [歳入 - (地方債 + 繰越金 + 基金取崩)]
 - [歳出 - (公債費 + 基金積立)]
 ※ 基金は財政調整基金及び減債基金
 (基金積立には決算剰余金処分による積立額を含まない。)

※1. 債務償還可能年数について、分子(実質債務)が0以下となる場合は「0.0年」を表示する。分子(実質債務)が0より大きく、かつ分母(行政経常収支)が0以下となる場合は空白で表示する。
 ※2. 右上部表中の平均値は、各団体の計数について、特別定額給付金給付事業費補助金及び特別定額給付金給付事業費をそれぞれ推計し、国支出金等及び補助費等から減額補正を行ったうえで、各団体のR2年度計数を単純平均したものである。
 ※3. 上記グラフ中の「類似団体平均」の類似区分については、R2年度の類似区分による。
 ※4. 平均値の算出において、債務償還可能年数と実質債務月収倍率における分子(実質債務)がマイナスの場合には「0(年・月)」として単純平均している。また、債務償還可能年数における分母(行政経常収支)がマイナスの場合には、集計対象から除外している。
 ※5. 各項目の平均値は小数点第2位で四捨五入したものである。

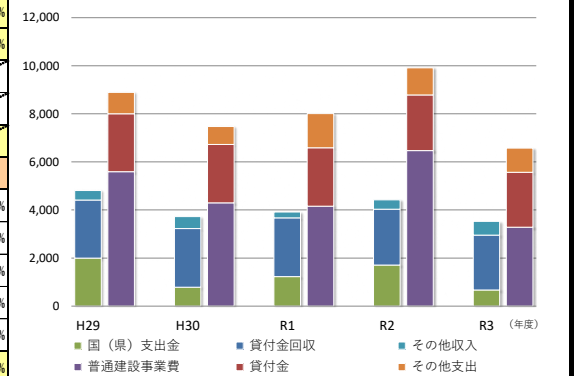
◆行政キャッシュフロー計算書

	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	構成比	(百万円)	類似団体平均値 (R2年度)	構成比
■行政活動の部■									
地方税	23,463	24,110	24,401	24,090	24,154	36.9%	35,977	48.9%	
地方譲与税・交付金	4,080	4,064	4,166	4,748	5,638	8.6%	6,013	8.2%	
地方交付税	7,085	7,114	7,354	7,158	9,103	13.9%	4,815	6.6%	
国(県)支出金等	15,680	15,258	16,316	19,987	24,715	37.8%	23,619	32.1%	
分担金及び負担金・寄附金	546	484	350	313	298	0.5%	611	0.8%	
使用料・手数料	1,465	1,498	1,414	1,196	1,246	1.9%	1,549	2.1%	
事業等収入	238	252	279	257	255	0.4%	919	1.2%	
行政経常収入	52,557	52,779	54,279	57,749	65,409	100.0%	73,502	100.0%	
人件費	11,556	11,667	11,832	13,239	13,213	20.2%	13,566	18.5%	
物件費	5,837	6,139	6,098	5,994	6,764	10.3%	12,913	17.6%	
維持補修費	762	706	651	645	588	0.9%	675	0.9%	
扶助費	18,748	18,496	19,241	19,775	24,401	37.3%	23,675	32.2%	
補助費等	5,869	5,423	5,237	6,608	6,487	9.9%	8,455	11.5%	
繰出金(建設費以外)	5,656	5,669	6,062	6,276	6,406	9.8%	7,204	9.8%	
支払利息 (うち一時借入金利息)	353 (39)	288 (17)	246 (15)	204 (20)	156 (6)	0.2%	288 (1)	0.4%	
行政経常支出	48,781	48,389	49,366	52,741	58,015	88.7%	66,756	90.8%	
行政経常収支	3,776	4,391	4,913	5,009	7,393	11.3%	6,746	9.2%	
特別収入	238	199	226	18,757	245		22,673		
特別支出	181	51	26	18,527	11		22,209		
行政収支(A)	3,833	4,539	5,113	5,239	7,627		7,210		
■投資活動の部■									
国(県)支出金	1,998	787	1,231	1,709	669	19.0%	1,895	52.9%	
分担金及び負担金・寄附金	188	70	60	109	188	5.3%	115	3.2%	
財産売却収入	4	276	6	175	144	4.1%	212	5.9%	
貸付金回収	2,419	2,441	2,441	2,320	2,288	64.9%	549	15.3%	
基金取崩	201	152	177	111	238	6.7%	809	22.6%	
投資収入	4,809	3,727	3,914	4,425	3,527	100.0%	3,581	100.0%	
普通建設事業費	5,589	4,294	4,160	6,472	3,287	93.2%	8,810	246.0%	
繰出金(建設費)	-	-	-	-	-	0.0%	56	1.6%	
投資及び出資金	636	623	1,292	919	724	20.5%	248	6.9%	
貸付金	2,412	2,431	2,430	2,312	2,279	64.6%	574	16.0%	
基金積立	257	123	128	212	283	8.0%	927	25.9%	
投資支出	8,894	7,471	8,010	9,915	6,574	186.4%	10,615	296.5%	
投資収支	▲4,085	▲3,744	▲4,095	▲5,491	▲3,047	▲86.4%	▲7,035	▲196.5%	
■財務活動の部■									
地方債 (うち臨時債等)	5,147 (2,361)	4,912 (2,657)	4,644 (2,248)	5,611 (2,242)	2,360 (1,250)	100.0%	6,350 (1,720)	100.0%	
翌年度繰上充用金	-	-	-	-	-	0.0%	-	0.0%	
財務収入	5,147	4,912	4,644	5,611	2,360	100.0%	6,350	100.0%	
元金償還額 (うち臨時債等)	5,431 (2,899)	5,187 (2,784)	5,146 (2,970)	4,890 (2,852)	5,181 (3,292)	219.5%	5,609 (2,189)	88.3%	
前年度繰上充用金	-	-	-	-	-	0.0%	-	0.0%	
財務支出(B)	5,431	5,187	5,146	4,890	5,181	219.5%	5,609	88.3%	
財務収支	▲284	▲275	▲502	720	▲2,821	▲119.5%	742	11.7%	
収支合計	▲536	520	516	468	1,759		917		
償還後行政収支(A-B)	▲1,598	▲648	▲32	349	2,447		1,602		
■参考■									
実質債務 (うち地方債現在高)	37,937 (44,231)	39,099 (43,956)	37,589 (43,453)	36,476 (44,174)	31,939 (41,353)		43,599 (58,984)		
積立金等残高	7,350	7,847	8,320	8,896	10,702		18,062		

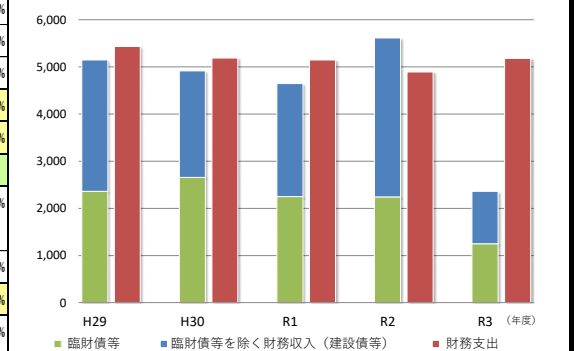
行政経常収入・支出の5ヵ年推移



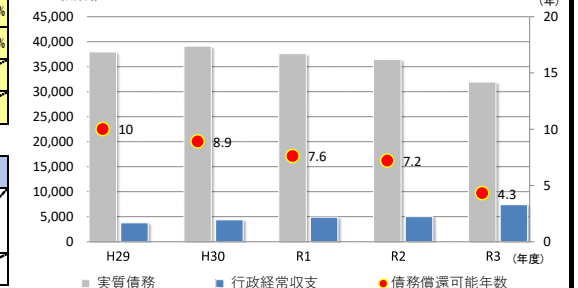
投資収入・支出の5ヵ年推移



財務収入・支出の5ヵ年推移



実質債務・債務償還可能年数の5ヵ年推移



※1. 臨時財政対策債について、「臨時債」としている。

※2. 類似団体平均値は、各団体のR2年度計数を単純平均したものである。なお、国(県)支出金等及び補助費等については、特別定額給付金給付事業費補助金及び特別定額給付金給付事業費をそれぞれ推計し、減額補正を行っている。

◆ヒアリングを踏まえた総合評価

※ 年表示について、「平成」については元号を記載していない。

1. 債務償還能力について

債務償還能力の評価については、債務償還可能年数及び債務償還可能年数を構成する実質債務月収倍率と行政経常収支率を利用して、ストック面(債務の水準)及びフロー面(償還原資の獲得状況)の両面から行っている。

【診断結果】

債務償還能力は、留意すべき状況にないと考えられる。

①ストック面

令和3年度の実質債務月収倍率は5.8月と基準値である18.0月を下回っていることから、債務高水準の状況にない。なお、他団体と比較可能な令和2年度の実質債務月収倍率は7.5月となっており、全国平均(7.9月)や類似団体平均(7.9月)を下回っている。

②フロー面

令和3年度の行政経常収支率は11.3%と基準値である10.0%を上回っていることから、収支低水準の状況にない。なお、他団体と比較可能な令和2年度の行政経常収支率は8.6%となっており、全国平均(12.0%)や類似団体平均(9.1%)を下回っている。

また、令和3年度の債務償還可能年数は4.3年であるが、他団体と比較可能な令和2年度の債務償還可能年数は7.2年となっており、全国平均(6.7年)を上回っているが、類似団体平均(7.6年)は下回っている。

2. 資金繰り状況について

資金繰り状況の評価については、積立金等月収倍率と行政経常収支率を利用して、ストック面(資金繰り余力としての積立金等の水準)及びフロー面(経常的な資金繰りの余裕度)の両面から行っている。

【診断結果】

資金繰り状況は、留意すべき状況にないと考えられる。

①ストック面

令和3年度の積立金等月収倍率は1.9月と基準値である3.0月を下回っているが、行政経常収支率が11.3%と基準値である10.0%を上回っていることから、両指標を併せて見れば、積立低水準の状況にない。なお、他団体と比較可能な令和2年度の積立金等月収倍率は1.8月となっており、全国平均(7.0月)や類似団体平均(2.9月)を下回っている。

②フロー面

「1. 債務償還能力について ②フロー面」に記載のとおり、収支低水準の状況にない。

●財務指標の経年推移(補正後)

	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	類似団体平均値 (R2年度)
債務償還可能年数	14.0年	9.2年	11.8年	9.0年	10.7年	10.0年	8.9年	7.6年	7.2年	4.3年	7.6年
実質債務月収倍率	9.6月	9.5月	9.4月	8.9月	8.9月	8.6月	8.8月	8.3月	7.5月	5.8月	7.9月
積立金等月収倍率	2.2月	2.0月	2.0月	1.9月	1.8月	1.6月	1.7月	1.8月	1.8月	1.9月	2.9月
行政経常収支率	5.7%	8.5%	6.6%	8.2%	6.9%	7.1%	8.3%	9.0%	8.6%	11.3%	9.1%

※「参考1 診断基準」のとおり、債務高水準、積立低水準、収支低水準となっている場合は、赤色で表示。

診断基準には、該当しないものの、診断基準の定義2のうち一つの指標に該当している場合は、黄色で表示。

参考1 診断基準

財務上の留意点	定義
債務高水準	①実質債務月収倍率24.0月以上 ②実質債務月収倍率18.0月以上かつ債務償還可能年数15.0年以上
積立低水準	①積立金等月収倍率1.0月未満 ②積立金等月収倍率3.0月未満かつ行政経常収支率10.0%未満
収支低水準	①行政経常収支率0.0%以下 ②行政経常収支率10.0%未満かつ債務償還可能年数15.0年以上

参考2 財務指標の算式

- 債務償還可能年数＝実質債務／行政経常収支
- 実質債務月収倍率＝実質債務／(行政経常収入／12)
- 積立金等月収倍率＝積立金等／(行政経常収入／12)
- 行政経常収支率＝行政経常収支／行政経常収入

※実質債務＝地方債現在高＋有利子負債相当額－積立金等
有利子負債相当額＝債務負担行為支出予定額＋公営企業会計等資金不足額等
積立金等＝現金預金＋その他特定目的基金
現金預金＝歳計現金＋財政調整基金＋減債基金

3. 財務の健全性等に関する事項

【収支系統】収支低水準に該当していない要因

貴市では、収入面において、特定企業の業績の影響を受けやすく、直近10年間で当該企業の業績は大きく変動しており、それに伴い法人市民税収も大きく増減している。

過去に遡ると、企業業績が好調であったことや京阪のベッドタウンとして発展(人口増加)した背景から法人及び個人市民税等の安定した収入を確保できており、21年度まで行政経常収支率(以下「同指標値」という)が基準値である10.0%を上回る水準であった。

22年度には、法人市民税の大幅減少等から同指標値が3.3%まで低下し、収支低水準に該当したものの、当該法人市民税の減少等による地方交付税の増加や、団塊世代職員の大量退職の終了に伴う退職手当(人件費)の減少等により、前回診断年度である27年度にかけて同指標値は改善傾向にあった。

その後、28年度から29年度にかけては、法人市民税が大幅に減少したほか、障害者数の増加による障害福祉関連経費(社会福祉費)の増加等もあり、同指標値は低下に転じているが、30年度以降、こうした状況を受けて策定した「宇治市財政健全化推進プラン」に基づき、公共施設の使用料増額改定や、定期昇給の抑制及び定員削減等による人件費上昇の抑制など、収支改善に向けた取組を実施したほか、税率改正による地方消費税交付金の増加や法人市民税の増加等により、同指標値は再び改善傾向となっている。

こうした中で、令和3年度においては、国の補正予算による普通交付税の追加交付もあり、同指標値は11.3%と10.0%を上回ったことから、収支低水準には該当していない。

【積立系統】積立低水準に該当していない要因

貴市では、過去において、団塊世代職員の大量退職に伴う退職手当の増加に対応するために職員退職手当基金を順次取り崩したほか、【収支系統】に記載のとおり、22年度に法人市民税等の大幅減等による収支不足補填のために財政調整基金を取り崩した結果、同年度において、積立金等月収倍率は2.3月と当局の基準である3.0月を下回り、行政経常収支率も10.0%を下回ったことから、積立低水準に該当していた。

それ以降も、24年度の豪雨災害対応や、28年度から29年度にかけての法人市民税の減少及び障害福祉関連経費等の社会福祉費の増加等による収支不足補填のために、財政調整基金を取り崩したことに加え、24年度から27年度にかけては学校施設整備事業等のために公共施設等整備基金を取り崩したことなどから、積立金等残高は減少傾向となっていた。

30年度以降は、収支系統に記載のとおり、「宇治市財政健全化推進プラン」に基づき収支改善に向けた取組を実施したほか、税率改正による地方消費税交付金の増加や法人市民税の増加等もあり、その収支余剰を財政調整基金等に積み立てたことから積立金等残高は増加している。さらに、令和3年度において国の補正予算による普通交付税の追加交付等に伴い減債基金を積み立てたことも積立金等残高が増加した一要因となっている。

以上のことから積立金等月収倍率が30年度以降上昇傾向にあるものの、3.0月を下回るやや低い水準で推移している。ただし令和3年度においては、【収支系統】に記載のとおり、行政経常収支率が10.0%を上回っていることから、積立低水準に該当していない。

【債務系統】債務高水準に該当していない要因

貴市では、過去において、【収支系統】に記載のとおり法人市民税等の安定した収入を獲得できていたことなどから起債額が低い水準であったほか、第5次総合計画・第1期中期計画(23年度～25年度)や同・第2期中期計画(26年度～29年度)を策定し、建設事業や起債の抑制に努めてきたことから、前回診断年度である27年度において、既に実質債務月収倍率は8.9月と基準値である18.0月を下回り、問題のない水準であった。

その後、学校施設整備事業や歴史公園整備事業等の実施に伴い建設債が増加傾向にあったものの、同・第3期中期計画(30年度～令和3年度)や宇治市財政健全化推進プランを策定し、公債費の上限設定や地方債現在高の計画期間内の増加を抑制するなどの方針に基づき起債の抑制に努めてきたことや、臨時財政対策債の発行額が減少していることなどから、30年度以降、地方債現在高は減少傾向となっている。加えて、【積立系統】に記載のとおり積立金等残高が増加したことから、実質債務は減少している。





この結果、令和3年度の実質債務月収倍率は5.8月と引き続き18.0月を下回っていることから、債務高水準には該当していない。

【今後の見通し】

○計画名

「財政見通し」(令和3年10月策定、計画期間：令和4年度～7年度)

○財務指標の見通し

財務指標	R3年度	R7年度	主な変動要因	
債務償還可能年数	4.3年	34.8年	下記のとおり実質債務が増加するとともに行政経常収支が減少する見通しであるため。	
実質債務月収倍率	5.8月	8.0月	学校関連施設整備や公共施設の長寿命化等のための起債や下記の積立金等残高の減少により実質債務が増加する見通しであるため。	
積立金等月収倍率	1.9月	1.5月	下記の収支悪化に伴う収支不足等のために、財政調整基金等を取り崩す見通しであるため。	
行政経常収支率	11.3%	1.9%	労働人口の減少や企業業績の低迷などから市税等の収入が減少するほか、定期昇給により人件費が増加するなど収支が悪化する見通しであるため。	

(注) 矢印の色: 赤色は悪化(青色は良化)。 矢印の向き: 指標の動き

【その他の留意点】

○今後の財政運営について

貴市では、【収支系統】に記載のとおり、令和3年度において普通交付税の追加交付により行政経常収支率が10.0%を上回っているものの、その要因を除くと、直近10年間の同指標値は10.0%を下回るやや低い水準で推移している。

こうした中、今後、【今後の見通し】に記載のとおり、高齢化に伴う労働人口の減少や企業業績の低迷等から地方税が減少し、定期昇給により人件費が増加することなどから収支が悪化する見通しであり、学校関連施設整備等の新たな行財政需要への取組を加味すると、財源の確保が必要な額として約70億円が見込まれている。

これを確保すべく、貴市では第8次行政改革(期間: 令和4～7年度)に基づき人件費や既存事業の見直しを行うとしているが、これら経費削減等のための取組を実施し収支改善を図らなければ、【今後の見通し】に記載のとおり、積立金等を取り崩す必要性に迫られるなど財政上厳しい状況となる可能性も考えられる。

また、物価高騰に伴う経費の増加などによる収支面への影響も考慮すると、上述の収支改善に向けた取組を着実に進めることなどにより、今後も引き続き持続可能な財政運営に努める必要があると考える。

● 計数補正（平成28年度以降において補正のあった科目・指標のみ記載）

債務償還能力及び資金繰り状況を評価するに当たっては、ヒアリングを踏まえ、以下の計数補正を行っている。

（単位：百万円）

No.	補正科目	年度	増減金額	補正理由
1	国（県）支出金等	R2	▲ 18,527	特別定額給付金給付事業は、臨時的かつ多額な事業であるため、事業費補助金の収入及び給付金の支出を行政経常収支から行政特別収支に補正する。
	行政特別収入	R2	18,527	
	補助費等	R2	▲ 18,527	
	行政特別支出	R2	18,527	

○ 財務指標への影響

債務償還可能年数

年度	計数補正前	計数補正後
R2	7.2年	7.2年

実質債務月収倍率

年度	計数補正前	計数補正後
R2	5.7月	7.5月

積立金等月収倍率

年度	計数補正前	計数補正後
R2	1.3月	1.8月

行政経常収支率

年度	計数補正前	計数補正後
R2	6.5%	8.6%